

○システム情報系大学教員業績評価の実施に係る評価委員会細則

〔平成24年3月14日〕  
システム情報系部局細則第1号

システム情報系大学教員業績評価の実施に係る評価委員会細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、大学教員業績評価指針（平成21年5月21日教育研究評議会決定）に基づき、システム情報系（以下「系」という。）が設置する大学教員業績評価の実施に係る評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 系所属教員の「業績評価方針」及び「業績評価基準」（以下「評価方針」という。）並びに評価方針に基づく評価項目の策定、公表に関すること。
- (2) 系所属教員の自己点検・評価結果に係る評価の実施及びSS（極めて優れた活動内容）評価候補教員の選定に関すること。
- (3) 系における評価結果の具体的活用方針、評価を通じた系の活性化の方策の検討及びシステム情報系長（次条において「系長」という。）への提言に関すること。
- (4) その他系所属教員の業績評価の実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 系長
- (2) システム情報工学研究科長
- (3) システム情報工学研究科の専攻長
- (4) 理工学群長又は副学群長
- (5) 情報学群長
- (6) 社会・国際学群長
- (7) 工学システム学類長
- (8) 社会工学類長
- (9) 情報科学類長
- (10) 計算科学研究センター長
- (11) システム情報系に所属する常勤の大学教員のうちから系長が指名する者 若干人

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第11号の委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(評価小委員会)

第8条 委員会に、評価方針に基づき、系所属教員の自己点検・評価結果に係る予備評価を行わせるため、系に置く域ごとに評価小委員会を置く。

- 2 評価小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、域長が別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、システム情報エリア支援室が行う。

(雑則)

第10条 この部局細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この部局細則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 筑波大学大学院博士課程システム情報工学研究科大学教員業績評価の実施に係る評価委員会細則（平成22年システム情報工学研究科部局細則第1号）は、廃止する。